

CAPITAL MARKETS BULLETIN

2024年4月4日号 (Vol.82)

令和6年金融商品取引法等改正案 —非上場有価証券の流通活性化に関する制度見直し—

I. はじめに	森・濱田松本法律事務所
II. 改正案の概要	パートナー 石橋 誠之 TEL. 03 6266 8905
III. 第一種金融商品取引業の登録要件緩和	masayuki.ishibashi@mhm-global.com
IV. PTSの認可制度の見直し	シニア・アソシエイト 平川 諒太郎 TEL. 03 5223 7712
V. おわりに	ryotaro.hirakawa@mhm-global.com

I. はじめに

2024年3月15日に、第213回国会に[金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律案](#)（以下「本改正案」といいます。）が提出されました。本改正案は①資産運用の高度化・多様化、②大量保有制度の対象明確化、③公開買付制度の対象取引の拡大を内容としており、その中でも、①には（1）投資運用業者の参入促進と（2）非上場有価証券の流通活性化を目的とした改正が含まれています。

本稿においては、このうち①（2）非上場有価証券の流通活性化について解説したうえで、想定される実務上の影響について検討してまいります。

II. 改正案の概要

本改正案では、非上場有価証券の流通活性化を目的とした制度見直しとして、非上場有価証券の仲介業者に関する第一種金融商品取引業の登録要件緩和と非上場有価証券のPTS業務¹の参入要件緩和の2つを掲げています。

このうち、前者の第一種金融商品取引業の登録要件緩和については、プロ投資家（特定投資家など）を対象として、非上場有価証券の仲介業務に特化し、原則として有価証券や金銭の預託を受けない業者については、第一種金融商品取引業の登録要件を緩和するものです。

また、後者の非上場有価証券のPTS業務の参入要件緩和については、非上場有価証券の電子的な取引の場を提供するPTSに関して、その取引規模が限定的な場合には、PTSの認可を要することなく、第一種金融商品取引業の登録のみをもってその業務を運営することを認めるものです。

下記IIIでは非上場有価証券の仲介業者の登録要件緩和、IVでは非上場有価証券の

¹ Proprietary Trading System（私設取引システム）とは、電子的技術を活用して取引の仲介サービスを提供する取引システムを指します。

CAPITAL MARKETS BULLETIN

PTS 業務の参入要件緩和について解説いたします。

Ⅲ. 第一種金融商品取引業の登録要件緩和

1. 規制緩和の背景と経緯

非上場有価証券の流通市場に関しては、かねてより、日本証券業協会（日証協）において特定投資家向け銘柄制度（J-Ships）が整備される等、その流通活性化に向けた取り組みが進められてきました²。こうした取り組みは、プライマリー市場においてスタートアップ企業の資金調達のための新たな市場を創出すること³だけでなく、セカンダリー市場においてスタートアップ企業の関係者に上場前の EXIT の機会を与えることによって、こうした企業が早期上場を過度に迫られることなく上場前にさらなる企業価値の向上を図る途を開くことを目的としていました。

その一方、上記のような制度の担い手となる仲介業者に関しては、金融商品取引法により厳しい参入規制が設けられています。すなわち、同法においては、「有価証券の募集若しくは売出しの取り扱い又は私募若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の取扱い」（いわゆる「仲介業務」）は「金融商品取引業」に含まれるものとされており、これを営むには「第一種金融商品取引業」の登録が必要とされているところ、この登録にあたっては、最低資本金規制や自己資本規制比率規制等の厳しい要件を充足する必要があります。

このような登録制度は、スタートアップ企業の株主のセカンダリー取引のニーズを踏まえた金融サービスの担い手が新規参入するにあたり、大きなハードルとなっていたところでした。こうした状況をふまえ、金融審議会市場制度ワーキング・グループが 2022 年 12 月 21 日に公表した[金融審議会市場制度ワーキング・グループ第二次中間整理](#)（以下「第二次中間整理」といいます。）では、「機関投資家等による非上場株式の取引活性化」を目的とする『特定投資家向け有価証券』の売買の媒介のみを行う証券会社の参入要件の緩和等が提言され、さらに、[金融審議会市場制度ワーキング・グループ・資産運用に関するタスクフォース報告書](#)（以下「資産運用 TF 報告書」といいます。）でも、「プロを対象とした非上場有価証券の仲介を行う金融商品取引業者の参入要件の緩和」が提言されました。今般の規制緩和は、このような提言を踏まえて行われるものです。

2. 規制緩和の対象

今般の規制緩和の対象となる事業者は、大要、「特定投資家等のプロ投資家を対象

² 日証協「[特定投資家向け銘柄制度（J-Ships）](#)」

³ なお、実際に直近で行われた J-Ships 制度を用いたスタートアップ企業のファイナンスについては、当事務所の [CAPITAL MARKETS BULLETIN Vol.81](#) において解説しておりますので、併せてご参照ください。

CAPITAL MARKETS BULLETIN

とする非上場有価証券の仲介業務に特化し、原則として有価証券や金銭の預託を受けない事業者」（本改正案では「非上場有価証券特例仲介等業務」と定義されています。）と説明されています。この点について、本改正案が示す「非上場有価証券特例仲介等業務」の詳細な定義は以下のとおりです⁴。

非上場有価証券特例仲介等業務

第一種金融商品取引業のうち、次に掲げる行為のいずれかを業として行うこと。

- (1) 有価証券（金融商品取引所に上場されていないものに限り、政令で定めるものを除く。）に係る次に掲げる行為。
 - (イ) 売付けの媒介又は 2 条 8 項 9 号に掲げる行為（注：いわゆる仲介業務）。但し、一般投資家を相手方として行うもの及び一般投資家に対する勧誘に基づき当該一般投資家のために行うものを除く。
 - (ロ) 買付けの媒介。但し、一般投資家のために行うもの及び一般投資家に対する勧誘に基づき当該一般投資家を相手方として行うものを除く。
- (2) 上記（イ）及び（ロ）に掲げる行為に関して顧客から金銭の預託を受ける業務のうち、当該行為による取引の決済のために必要なものであって、当該預託の期間が政令で定める期間を超えないもの。

「一般投資家」とは、特定投資家等、当該有価証券の発行者その他内閣府令で定める者以外の者をいう。

(1) 対象となるプロ投資家

上記のとおり、本改正案の対象となる業務は、原則として「一般投資家」以外の者を相手方とする取引に限られています。ここで、「一般投資家」とは、「特定投資家等、当該有価証券の発行者その他内閣府令で定める者以外の者」と定義されているところ、「特定投資家等」とは、特定投資家又は金融商品取引法施行令所定の非居住者⁵を指すものとされており、いわゆるプロ投資家のほか、一定の外国居住者を含むこととされています。

また、一般投資家に含まれない者として、特定投資家等とは別に「当該有価証券の発行者その他内閣府令で定める者以外の者」が掲げられていますが、発行者のほかどのような者が一般投資家に含まれない者として内閣府令で定められるかは、現時点では必ずしも明らかではありません。もっとも、少なくとも発行者は一般投資家から除外されることが明らかにされていることから、いわゆるプライマリー市場における資金調達（有価証券の私募）について、発行者の依頼を受けてこれを取り扱うことに関しても、非上場有価証券特例仲介等業者が行うことが可能になるものと見受けられます。

なお、ここで規制緩和の対象外とされている行為は、一般投資家のために一般投資家を相手方として行う行為の中でも一定類型のものに限られます。これは、スタートアップ企業をはじめとする非上場会社の株主やストックオプションの保有者には、典型的に創業者や従業員等の一般投資家が含まれるほか、VC ファンド等や

⁴ 本改正案 29 条の 4 の 4 第 8 項。

⁵ 当該有価証券を証券関連業者…又は外国証券業者…の媒介、取次ぎ又は代理によって居住者…から取得する非居住者…や当該有価証券を証券関連業者又は他の非居住者から取得する非居住者をいいます。

CAPITAL MARKETS BULLETIN

エンジェル投資家等であっても必ずしも特定投資家等に該当するものではないことから、これらの者による換金ニーズに応えることを可能とすべく、一般投資家が売却によってその保有リスクを切り離すことに限っては、非上場有価証券仲介等業者であっても取り扱うことを許容する趣旨⁶と考えられます。

	売付けの媒介又は仲介行為	買付けの媒介
一般投資家を相手方として行う行為	全て対象外 (i.e.) 一般投資家が買い手の場合	当該一般投資家に対する勧誘に基づき行う場合のみ対象外 (i.e.) 一般投資家が 売り手 の場合
一般投資家のために行う行為	当該一般投資家に対する勧誘に基づき行う場合のみ対象外 (i.e.) 一般投資家が 売り手 の場合	全て対象外 (i.e.) 一般投資家が買い手の場合

(2) 対象となる非上場有価証券

本改正案による規制緩和の対象となる有価証券は、「有価証券（金融商品取引所に上場されていないものに限り、政令で定めるものを除く。）」とされています。ここでは、金融商品取引所に上場されていないものに限られていることは明らかにされているものの、その他いかなる有価証券が「政令で定めるもの」として除外されることになるのかは必ずしも明らかではありません⁷。

本改正案は主に非上場株式の取引を想定したものと見受けられますが、金融庁の[説明資料](#)によれば、外国投資信託等を日本のプロ投資家に仲介する場合も対象とするとされており、少なくとも外国投資信託については上記の政令により除外されるものではないことが看取されます。

その他、スタートアップ企業の創業者や役員、従業員はストックオプションとして新株予約権等を保有していることが一般的であり、この新株予約権を退職・転職の際に換金することが困難であることが、スタートアップ業界における人材の流動性を阻害しているとの問題意識もみられるところです。そのため、この観点からは新株予約権等の株式以外の有価証券であっても、役職員へのインセンティブ制度に利用される種類の有価証券について、本改正案の趣旨に基づき可能な限り幅広く本改正案による規制緩和の対象となることが期待されます。

(3) 金銭の預託を受ける行為

本改正案は、上記の行為に関して顧客から金銭の預託を受ける業務のうち、「当該行為による取引の決済のために必要なものであって、当該預託の期間が政令で定

⁶ 金融審議会 市場制度ワーキング・グループ・資産運用に関するタスクフォース報告書 20 ページ。

⁷ 金融商品取引法令上の類例に照らせば、金融商品取引所に上場されている有価証券に類するものとして店頭売買有価証券等が除外の対象とされることも予想されますが、その範囲については本改正案成立後の政府令改正に委ねられることとなります。

CAPITAL MARKETS BULLETIN

める期間を超えないもの」については、非上場有価証券特例仲介等業者であってもこれを行うことができるものと定めています。

これは、裏を返すと、非上場有価証券特例仲介等業者が行うことができるのは、金銭の預託に限られているため、有価証券の預託は一切行うことができないこととなります。また、金銭の預託であっても、上記の行為に付随する決済業務のために必要な範囲でしか行うことはできず、その預託期間も短期なものに限られる⁸ものであり、預託を受ける業務は原則として禁止されていることとなります。

3. 規制緩和の内容

上記の非上場有価証券特例仲介等業務のみを行う／行おうとする者には、下表のとおり、本改正案の定める特例的な取り扱いが適用されます⁹。

特例の適用対象	特例的取扱いの内容
1. 兼業規制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 兼業規制の適用除外 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 登録・変更届出時の付随・届出業務以外の業務を営む場合の登録拒否事由の適用除外 ➢ 届出業務に係る届出義務の適用除外 ➢ 承認業務に係る承認を受ける義務の適用除外
2. 自己資本規制比率	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自己資本規制比率規制の適用除外 ・ 登録時の自己資本規制比率に関する登録拒否の適用除外
3. 金融商品取引責任準備金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融商品取引責任準備金積立義務の適用除外 ・ 金融商品取引責任準備金の用途制限の適用除外
4. 公開買付規制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公開買付け事務を行うことのできる「金融商品取引業者」からの「非上場有価証券特例仲介業者」の除外
5. 大量保有報告規制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特例報告利用適格を有する「金融商品取引業者」からの「非上場有価証券特例仲介業者」の除外
6. 金融商品仲介業規制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融商品仲介業者に係る「所属金融商品取引業者等」から「非上場有価証券特例仲介業者」の除外
7. 最低資本金規制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最低資本金の引き下げ

以上のとおり、非上場有価証券特例仲介業者については、第一種金融商品取引業者に関する一定の規制が適用除外となる代わりに、これらの業者にのみ認められた特例等についても、一部適用を除外されています。

なお、このうち、7.最低資本金規制に関して、本改正案の内容には明示的に含まれていませんが、金融庁は政令改正事項として「5,000万円→例えば1,000万円」の引き下げを行うと説明しています。このように、政府令事項についても一定の規制緩和が想定されているようですが、本改正案の公表に際して明言された最低資本金規制のほか、どのような規制について緩和されることになるのかは本改正案成立後の政府令等改正を待つこととなります。本改正案が非上場有価証券の流通市場への

⁸ その預託期間は内閣府令に委任されているものの、預託業務を非上場有価証券特例仲介等業者の業務範囲から原則として除外する考え方は、金融庁の説明資料でも明記されており、例外的なものとして、相当程度短期間のものになることが予想されます。

⁹ 本改正案 29条の4の4第1項から6項。

CAPITAL MARKETS BULLETIN

参入促進に向けてどの程度の効果を期待することができるかは、その内容次第であることから、今後も一層の注視が必要となります。

4. 実務上の影響

本改正案が原案通り成立した場合、日証協の整備する J-Ships 制度を通じた特定投資家私募・私売出しの取扱い等への新規参入が容易となり、より幅広い層の未上場企業に対して、同制度を用いた資金調達や EXIT 機会の提供の門戸を広げることにつながるものと考えられます。

とりわけ、特定投資家私募・私売出しを行うに際しては、金融商品取引法上「金融商品取引業者等が顧客からの委託により又は自己のために当該取得勧誘（特定投資家私募）を行うこと」が必須とされていることから、その担い手が増えることは、制度利用の裾野を大きく広げることが期待されます。

もっとも、これまで資本市場に対して極めて限定的なアクセスしか有しなかったスタートアップ企業（特に、アーリー・ミドル期の企業）にとって、金融商品取引業者との間の資本市場に関する情報の格差は上場会社や上場間近の会社と比べても大きなものとなります。また、非上場有価証券に関する取引は、上場有価証券等の流通性の高い株式と比べて、これに投資する投資家はより高いリスクにさらされることとなります。従前から金融商品取引業者に対する厳格な規制を遵守してきた既存の証券会社等においては、これらの情報格差やリスクに対して適切な説明を行い、適切な措置を講じるプラクティスが積み重ねられてきていますが、制度の健全な発展のためには、新たに参加する仲介業者にもこれに見劣りしない対応が求められることになると考えられます¹⁰。

現状の J-Ships 制度の下では、特定投資家向け銘柄制度を取り扱うためには、金融商品取引業者としての登録のみならず、日証協による取扱協会員としての指定を要するものとされています。この指定については、法令又は日証協の規則に違反するなどの事由により必要と認める場合には、日証協はその指定を行わないことやその指定を取り消すことができるものとされているところ、上記の観点からは、本改正案の成立・施行後においては、金融庁による監督のみならず、自主規制機関である日証協による、より適切な自主規制の運用が一層望まれることになると考えられます。

¹⁰ 非上場株式の勧誘に当たっては、投資家に将来の上場可能性に高い期待を持たせるインセンティブが強く働きますが、実現可能性の低い上場計画をアピールする場合には特定証券情報等における虚偽記載等の問題を生じることに加え、上場の時期、想定 IPO 価格や時価総額に言及することは上場との関係で違法な事前勧誘になる可能性がある点にも留意を要します。

CAPITAL MARKETS BULLETIN

IV. PTS の認可制度の見直し

1. 規制緩和の背景と経緯

かねてより PTS は、非上場有価証券流通プラットフォームの有力な候補として注目されてきました。また、金融商品取引法の規制を受けるいわゆるセキュリティ・トークン（ST）についても、その公募（STO）を取り扱う取引プラットフォームとして、PTS に対する注目がされてきました¹¹。もっとも、PTS の利用については、その認可要件の厳格さや非上場有価証券の取り扱いの不明瞭さ等の要因に加え、特定投資家向け有価証券が PTS で取り扱うことができる有価証券から除外されていたこと等諸般の障壁が存在しており、PTS は、非上場有価証券・ST 取引プラットフォームの構築のための制度としては、必ずしも十分に活用がなされてきませんでした¹²。

そのような状況を受けて、[「金融審議会『市場制度ワーキング・グループ』中間整理」](#)では、非上場株式や証券トークン等の非上場有価証券等に関して、PTS を活用した流通市場の円滑化に向けた各種の施策の提言が行われました¹³。この提言に基づき、金融庁では PTS における非上場の特定投資家向け有価証券の取扱いを解禁する[金融商品取引法施行令の改正](#)が行われています。

さらに、この流れを汲んで、[第二次中間整理](#)では「PTS の参入要件の緩和」に関する提言が行われ、さらに、[資産運用 TF 報告書](#)でも、「非上場有価証券のみを扱う PTS 業務の参入要件の緩和」が提言されました。今般の改正案は、これらの提言を受けて「非上場有価証券の電子的な取引の場を提供する場合であって、その取引規模が限定的な場合」に、PTS に係る認可を不要とする等の規制緩和を行うものです。

2. 規制緩和の対象

上記のとおり、本改正案では、「非上場有価証券の電子的な取引の場を提供する場合であって、その取引規模が限定的な場合」について規制の緩和を行うものであり、その対象となる業務は以下のように定められています。

¹¹ 2023年12月に、大阪デジタルエクステンジ株式会社（ODX）が、セキュリティトークンのセカンダリー市場のための PTS の認可を取得し、運営を開始しています。

¹² なお、日証協と日本 STO 協会においても、上記の提案を受けて、二者合同で「非上場有価証券等の PTS 取引に関する検討会」が設置され、非上場有価証券等の PTS 取引に関する種々の検討が行われました。その結果を踏まえて、日証協では[「私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則」等の自主規制の整備](#)が、日本 STO 協会では[私設取引システムにおける電子記録移転権利の取引等に関する規則等の自主規制の整備](#)が、それぞれ実施されています。

¹³ 「市場制度ワーキング・グループ中間整理」については、当事務所の [CAPITAL MARKETS BULLETIN Vol.65](#) においても解説しておりますので、併せてご参照ください。

CAPITAL MARKETS BULLETIN

PTS 認可制の例外

次の全てに当てはまる場合、PTS 業務を行う際に、内閣総理大臣の認可を受けるべき旨の規定（金融商品取引法 30 条柱書）が適用されない。

- (1) PTS 業務を次に掲げる有価証券のみについて行う場合
- (イ) 金融商品取引所に上場されている有価証券、店頭売買有価証券その他政令で定める有価証券を除く、株券又は新株予約権証券
 - (ロ) 金融商品取引所に上場されている有価証券、店頭売買有価証券その他政令で定める有価証券を除く、受益証券発行信託の受益証券
 - (ハ) 上記（イ）及び（ロ）に掲げる有価証券に表示されるべき権利であって、金融商品取引法 2 条 2 項の規定により有価証券とみなされるもの
- (二) その他、当該行為を安定的に行うことが困難となった場合であっても多数の者に影響を及ぼすおそれが少ないと認められる有価証券として政令で定めるもの
- (2) 当該行為に係る有価証券の売買高の合計額が、当該行為を安定的に行うことが困難となった場合であっても多数の者に影響を及ぼすおそれが少ないと認められる基準として政令で定める基準以下の場合

(1) 対象となる有価証券

本改正案が掲げる有価証券は、第一に、金融商品取引所に上場されておらず、店頭売買有価証券、その他政令で定める有価証券に該当しないものに限定されています。ここで、どのような有価証券が「その他政令で定める有価証券」に該当するかは明らかではありませんが、政令において定められる場合、上場有価証券や店頭売買有価証券に類するものが定められることが予想されます。

また、第二に、対象となる有価証券の種類として、①株券又は新株予約権、②受益証券発行信託の受益証券、③①・②に係るみなし有価証券及び④その他政令で定めるものが限定的に列挙されています。なお、④政令で定めるべき有価証券としては「当該行為を安定的に行うことが困難となった場合であっても多数の者に影響を及ぼすおそれが少ないと認められる有価証券」が挙げられており、取引が不安定となった場合であっても大規模な影響が生じないものであることを前提に、将来的な拡大の余地を残す規定ぶりとされており。

(2) 対象となる取引規模

本改正案は、取り扱われる銘柄が非上場有価証券であることのほか、その取引の規模について「当該行為に係る有価証券の売買高の合計額が、当該行為を安定的に行うことが困難となった場合であっても多数の者に影響を及ぼすおそれが少ないと認められる基準として政令で定める基準以下の場合」であることを求めています。

この「政令で定める基準」としてどの程度の規模が想定されているかは明らかにされておらず、本改正案の成立後に行われる政令改正を待つこととなりますが、一方で、[資産運用 TF 報告書](#)では「非上場株式やセキュリティトークン等の非上場有価証券のセカンダリー市場の活性化を図る観点からは、一定程度の流通量があることが望ましく、流動性や取引規模等上限を設ける場合には、上限が低くなりすぎるのは望ましくない」との意見も紹介されています。

CAPITAL MARKETS BULLETIN

3. 緩和される規制

上記の業務を行う場合、これが金融商品取引法が定める PTS 業務の定義に該当する場合であっても、内閣総理大臣の認可を受けることが不要となります。これにより、現在認可にあたって求められている最低資本金額規制（3億円）が適用されなくなる等、該当の業務については各種の規制が緩和されることとなります。

また、金融庁の[説明資料](#)によれば、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（以下「監督指針」といいます。）の定める各種の要件について、「取引の管理等に関する必要な規制」は引き続き適用することとしつつも、システム要件（システムの二重化）等を緩和することとされています。今後、監督指針上の留意事項に関して、いかなる事項が引き続き適用され、いかなる事項が緩和されるのかは具体的に明らかにはされていませんが、その内容は本改正案の与える影響の大小に大きく関連することから、今後の議論を注視する必要があります。

4. 想定される実務上の影響

本改正案による制度見直しが奏功し、非上場有価証券や ST の流通市場として PTS が有力な選択肢となった場合、これらの証券について恒常的に取引を行うことができる場が誕生することとなり、その流通性は大きく向上することが期待されます。

もともと、本改正案の時点では監督指針上の規制緩和がどのような有価証券・どの程度の取引規模に及ぶか等、必ずしも明らかではなく、そのインパクトの大小は今後の監督指針改正に大きく影響されることとなります。

また、現在の PTS 業務は別の流通市場（金融商品取引所等）が存在することを前提として組み立てられており、実際に（流通市場の存在しない）非上場有価証券に係る PTS 業務に関する実務を構築するに際しては、実務上解決しなければならない問題もなお残存しています。

そのため、非上場有価証券や ST に係る PTS の構築に当たっては、制度・実務の両面から、引き続き普段の検討が必要となると思われます。

IV. おわりに

上記のとおり、本改正案は非上場有価証券や ST の流通プラットフォームを構築するにあたって、有力な選択肢を提供することが期待されます。今般の規制緩和の全容は、その成立後に予定されている政府令等改正によって明らかになりますが、今後の実務の形成に大きな影響を及ぼすものとなると思われますので、引き続き議論の推移を注意深く見守る必要があります。

CAPITAL MARKETS BULLETIN

セミナー情報

- セミナー 『サステナビリティ×ファイナンス連続ウェビナー：第1回
「『サステナビリティ×ファイナンス』イントロダクション」』
視聴期間 2023年10月30日（月）～2024年5月31日（金）配信
講師 末廣 裕亮、富永 喜太郎
主催 森・濱田松本法律事務所
【お申込みに関して】
会員制ポータルサイト「[MHM マイページ](#)」にてご視聴申込みを受け付けております。
※ MHM マイページのご登録がお済みでない方は、[こちら](#)より新規登録の上でお申込みをお願いいたします。

- セミナー 『サステナビリティ×ファイナンス連続ウェビナー：第2回「サ
ステナビリティ×ディスクロージャー」』
視聴期間 2023年11月17日（金）～2024年5月31日（金）配信
講師 五島 隆文
主催 森・濱田松本法律事務所
【お申込みに関して】
会員制ポータルサイト「[MHM マイページ](#)」にてご視聴申込みを受け付けております。
※ MHM マイページのご登録がお済みでない方は、[こちら](#)より新規登録の上でお申込みをお願いいたします。

- セミナー 『サステナビリティ×ファイナンス連続ウェビナー：第3回「サ
ステナビリティ×デット・ファイナンス」』
視聴期間 2023年12月4日（月）～2024年5月31日（金）配信
講師 二村 佑
主催 森・濱田松本法律事務所
【お申込みに関して】
会員制ポータルサイト「[MHM マイページ](#)」にてご視聴申込みを受け付けております。
※ MHM マイページのご登録がお済みでない方は、[こちら](#)より新規登録の上でお申込みをお願いいたします。

CAPITAL MARKETS BULLETIN

- セミナー 『サステナビリティ×ファイナンス連続ウェビナー：第4回「サステナビリティ×エクイティ・ファイナンス」』
視聴期間 2023年12月19日（火）～2024年5月31日（金）配信
講師 宮田 俊
主催 森・濱田松本法律事務所
【お申込みに関して】
会員制ポータルサイト「[MHM マイページ](#)」にてご視聴申込みを受け付けております。
※ MHM マイページのご登録がお済みでない方は、[こちら](#)より新規登録の上でお申込みをお願いいたします。

- セミナー 『サステナビリティ×ファイナンス連続ウェビナー：第5回「サステナビリティ×REIT/不動産ファンド」』
視聴期間 2023年12月25日（月）～2024年5月31日（金）配信
講師 山本 義人
主催 森・濱田松本法律事務所
【お申込みに関して】
会員制ポータルサイト「[MHM マイページ](#)」にてご視聴申込みを受け付けております。
※ MHM マイページのご登録がお済みでない方は、[こちら](#)より新規登録の上でお申込みをお願いいたします。

- セミナー 『サステナビリティ×ファイナンス連続ウェビナー：第8回「トランジション・ファイナンス」』
視聴期間 2024年1月29日（月）～2024年5月31日（金）配信
講師 佐藤 正謙
主催 森・濱田松本法律事務所
【お申込みに関して】
会員制ポータルサイト「[MHM マイページ](#)」にてご視聴申込みを受け付けております。
※ MHM マイページのご登録がお済みでない方は、[こちら](#)より新規登録の上でお申込みをお願いいたします。

CAPITAL MARKETS BULLETIN

- セミナー 『サステナビリティ×ファイナンス連続ウェビナー：第9回「インパクト投資」』
視聴期間 2024年2月9日（金）～2024年5月31日（金）配信
講師 田中 光江
主催 森・濱田松本法律事務所
【お申込みに関して】
会員制ポータルサイト「[MHM マイページ](#)」にてご視聴申込みを受け付けております。
※ MHM マイページのご登録がお済みでない方は、[こちら](#)より新規登録の上でお申込みをお願いいたします。

- セミナー 『サステナビリティ×ファイナンス連続ウェビナー：第11回「サステナビリティ×ブロックチェーン」』
視聴期間 2024年2月27日（火）～2024年5月31日（金）配信
講師 石橋 誠之
主催 森・濱田松本法律事務所
【お申込みに関して】
会員制ポータルサイト「[MHM マイページ](#)」にてご視聴申込みを受け付けております。
※ MHM マイページのご登録がお済みでない方は、[こちら](#)より新規登録の上でお申込みをお願いいたします。

- セミナー 『セキュリティ・トークン・オファリング（STO）の法律実務の最新動向～不動産 STO・社債 STO での活用を中心に～』
開催日時 2024年4月15日（月）10:00～12:00
講師 石橋 誠之
主催 株式会社金融財務研究会

文献情報

- 論文 「会社・株主間の合意、コベナンツ「重要な契約」開示義務見直しの実務ポイント」
掲載誌 旬刊経理情報 No.1703
著者 熊谷 真和、平川 諒太郎（共著）